

磐田市の企業立地優遇制度の概要

(R2.4.1現在)

補助金名	① 磐田市産業立地促進事業費補助金	② 磐田市産業立地奨励補助金
助成対象地域	市内全域	市内全域
助成概要	土地取得費・雇用増	固定資産税・都市計画税相当額
事業期間	造成済の場合3年以内 未造成の場合5年以内	造成済の場合3年以内 未造成の場合5年以内
対象業種	日本標準産業分類に基づき磐田市産業立地促進事業費補助金交付要綱に定められた下記業種に限る ・工場（製造業、閉鎖型植物工場） ・研究所 ・物流施設（流通加工用設備を2種類以上設置）	日本標準産業分類に基づき磐田市産業立地奨励補助金交付要綱に定められた下記業種に限る ・工場（製造業・閉鎖型植物工場） ・研究所 ・物流施設（流通加工用設備を2種類以上設置）
用地取得等	製造業、物流施設の場合 1,000㎡以上 研究所の場合 用地取得を要するが面積制限なし	磐田市産業立地促進事業費補助金に準ずる。
床面積	研究所の場合 研究・開発に使用する床面積200㎡以上	
設備投資額	製造業、物流施設の場合 大企業は3億円以上 中小企業は1億円以上 研究所の場合 大企業は1億円以上 中小企業は3千万円以上 土地の購入、造成費、建物及び償却資産の取得費	
従業員数	製造業、物流施設の場合 当該事業所の従業員数が10人以上 研究所の場合 研究員5人以上	
雇用	雇用増	市内既存企業の場合 市内全従業員数の1人以上増加又は 雇用数維持＋生産性10%以上向上（研究所除く）
	雇用増の算出方法	市内既存企業の場合 「操業開始日の属する月末の従業員数」の「用地の取得若しくは賃貸借の契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均従業員数（1人未満の場合の端数は切り捨てとする。）」に対する増加人数 市内初進出企業の場合 「操業開始日の属する月末の従業員数」の「用地の取得若しくは賃貸借の契約日の属する月の前月末の従業員数」に対する増加人数
補助対象	用地取得費に対する補助 土地売買契約書の土地価格の20% ※ふじのくにフロンティア推進区域（下野部工業団地）は30% （ふじのくにフロンティア推進区域内かつ成長分野に限り40%）、 雇用増に対する補助 雇用増1人あたり50万円	新設・増設を行った土地、建物及び償却資産に対して課税される固定資産税及び都市計画税の課税相当額 ※1 業務開始後の最初の課税から1年度間 ※2 業務開始後の最初の課税から3年度間 （※2は土地の購入及び造成費を除き5億円以上の設備投資がある場合に限る）
限度額	2億円 ※ふじのくにフロンティア推進区域（下野部工業団地）は3億円 （ふじのくにフロンティア推進区域内かつ成長分野に限り4億円）	—
その他	原則1企業1回限り ただし、設備投資額5億円以上（研究所は1億円以上）の場合は複数回適用可能	磐田市産業立地促進事業費補助金に準ずる

磐田市の企業立地優遇制度の概要

(R2. 4. 1 現在)

補助金名	③ 磐田市立地工場等事業継続強化事業費補助金	
助成対象地域	市内全域 (静岡県第4次地震被害想定において液状化・山がけ崩れ・津波浸水の被害の恐れのある区域に立地している工場等を、区域外または被害の程度がより低い区域へ事業継続計画等に基づき移転・分散する場合に対する補助)	
助成概要	土地取得費・雇用増	
事業期間	2年以内(特に必要性を認める場合は延長可)	
対象業種	日本標準産業分類に基づき磐田市産業立地促進事業費補助金交付要綱に定められた下記業種に限る ・ 製造業 ・ 研究所 ・ 物流施設(流通加工用設備を2種類以上設置)	
用地取得等	製造業、物流施設の場合 1,000㎡以上 研究所の場合 用地取得を要するが面積制限なし	
	H25. 4. 1以降の用地取得に限る	
床面積	研究所の場合 研究・開発に使用する床面積200㎡以上	
設備投資額	製造業、物流施設の場合 大企業は3億円以上 中小企業は1億円以上 研究所の場合 大企業は1億円以上 中小企業は3千万円以上	
	土地の購入、造成費、建物及び償却資産の取得費	
雇用	従業員数	製造業、物流施設の場合 当該事業所の従業員数が1人以上 研究所の場合 研究員1人以上
	雇用増	県内既存企業の場合 県内雇用現状維持以上
	雇用増の算出方法	県内既存企業の場合 「操業開始日の属する月末の従業員数」の「用地の取得若しくは賃貸借の契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均従業員数(1人未満の場合の端数は切り捨てとする。)」に対する増加人数
補助対象	用地取得費に対する補助 土地売買契約書の土地価格の20% 雇用増に対する補助 雇用増1人あたり50万円	
限度額	2億円	
その他	事業継続計画に基づく移転・分散は1企業複数回適用可 事業継続計画がない場合は全面的な移転のみ対象とし1企業1回限り。 ※既に同補助金の交付を受けた工場等は再び補助金の交付を受けることはできない。	

問い合わせ先 磐田市役所 産業部 産業政策課 電話0538-37-4904 FAX0538-37-5013